

NFTと法規制 ～NFT×コンテンツがもたらす革新性

アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

2021年8月10日
弁護士 長瀬威志

Disclaimer

- 本資料における意見や解釈に関する記述は、発表者の個人的な見解によるものであり、所属事務所の見解を示すものではありません。
- 本資料における意見や解釈に関する記述は、行政当局の見解と一致しない可能性があります。
- 本資料における意見や解釈に関する記述は、法的助言を構成するものではありません。
- 本資料における意見や解釈に関する記述は、会計及び税務の点を踏まえて検討したものではありません。
- 本資料の記載に関連するビジネスを行う場合には、本資料における意見や解釈に関する記述に依拠することなく、自らの顧問弁護士、公認会計士、税理士等の専門家の見解を踏まえるようにしてください。
- 本資料の無断転載・複写については禁止します。

項目

- 1 NFTとは～NFT×コンテンツの革新性
- 2 NFTの私法上の性質
- 3 NFTと金融規制
- 4 NFTプラットフォームと利用規約
- 5 ブロックチェーンゲームと法規制

NFTとは～NFT×コンテンツの革新性

Non-Fungible Tokenとは

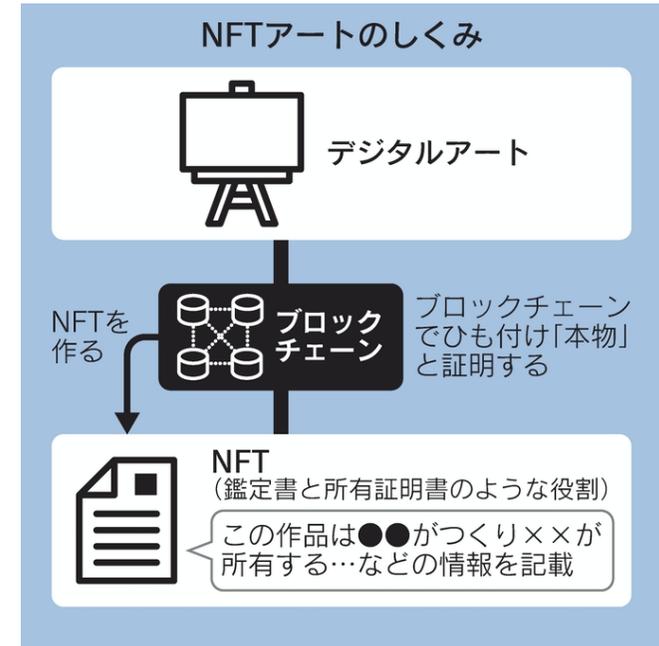
- Non-Fungible Token (NFT) とは、ブロックチェーン上で発行されるトークンであり、トークン自体に固有の値を持たせた、代替性のない (non-fungible) トークン
 - 従来、コピーが容易かつ無料なデジタルコンテンツに**特定性と希少性**をもたらすことが可能に
 - スマートコントラクトの活用による**二次流通取引の収益還元**を実現しうる

| | 特徴 | 実現できること | 用途例 |
|----------|---|--|---|
| NFT | <ul style="list-style-type: none"> •一意性（唯一無二性）をもつ（全く同じトークンは存在しない） | <ul style="list-style-type: none"> •一点もの（コンテンツ）をトークンで表現できる | <ul style="list-style-type: none"> •個体管理が必要なデジタルコンテンツ |
| トークン | <ul style="list-style-type: none"> •取引量の制御などをプログラム可能 | <ul style="list-style-type: none"> •トークンで表現された価値・権利の取引の自動処理が可能となる | <ul style="list-style-type: none"> •デジタル通貨（社内コインなど） •デジタル証券（セキュリティトークン） |
| ブロックチェーン | <ul style="list-style-type: none"> •コピー・改竄が事実上困難 •記録した情報が事実上消失しない | <ul style="list-style-type: none"> •記録した情報の検証が容易 •否認できない台帳を実現できる | <ul style="list-style-type: none"> •来歴の管理（トレーサビリティ） •暗号資産（BTC、ETHなど） |

NFTと「唯一無二」

「NFTは唯一無二のデジタルデータを作成できる！」と言われるが・・・

- **NFT ≠ デジタルアート/コンテンツ**
 - NFTアートなどの作品の画像自体は誰でもコピー可能
- NFTとして「唯一無二」なデータ部分は、NFTが紐づけられた作品の**来歴部分**
⇒ **アート作品の履歴書のような役割**



NFTの活用により主に以下が期待

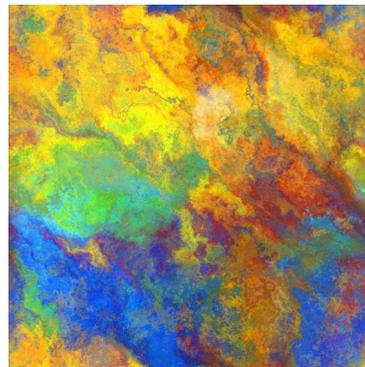
- ① デジタルコンテンツの希少性・特定性の確保
- ② デジタルコンテンツの(技術的な)追及権の確保
- ③ デジタルコンテンツの流通市場の確立
- ④ デジタルコンテンツに係る仲介者の省略(P2P取引の実現)

NFT×コンテンツの革新性

(例) NFTアート = アート × デジタル × NFT

- A) リアルアートの「希少性」「特定性」
- B) デジタルアートの「流通性」
- C) NFTの「トレーサビリティ」「プログラマビリティ」

のハイブリッド



NFTアートのメリット

- デジタルアートは複製が容易
 - 真贋や正当な保有者であることの判定が困難
 - NFTアートは「原本」の真正性を証明し、リアルアートのような「**特定性**」「**希少性**」を実現できる
 - グローバルでアクセス可能な「**二次流通市場**」の存在 (OpenSeaなど)

- リアルアート・デジタルアートの取引追跡は困難
 - 二次流通の値上がり分をクリエイターに還元できない
 - NFTアートはブロックチェーン上で取引を追跡し、値上がり分をクリエイターに還元できる、**追及権的な権利を実現しうる**

各種アートの表現媒体と特徴

■ NFTアート = リアル × デジタル × NFT

| | リアルアート | デジタルアート | NFTアート |
|-----------|--------|---------|----------|
| 複製困難・希少性 | ◎ | × | ◎ (注) |
| 経年劣化 | × | ◎ | ◎ |
| 流通性・移転性 | △ | ◎ | ◎ |
| 二次流通市場 | ◎ | × | ◎ |
| トレーサビリティ | × | × | ◎ |
| プログラマビリティ | × | △ | ◎ |

(注) NFTに紐づけられたコンテンツ自体は複製可能

NFT×コンテンツの法的課題

- NFTの法的性質についての議論はまだ成熟していない
 - そもそもNFT購入者は、何を（どのような権利を）取得するのか？
 - NFTの私法上の性質は？
 - NFT×コンテンツに著作権は発生するのか？

- NFTはいわば「デジタルなモノ」だからビットコインのような金融規制の対象とはならない？
 - NFTの金融規制上の位置付けは？

NFTの私法上の性質

NFTアートと所有権の有無

- リアルアートの場合、「リアル」（物理的媒体）部分は所有権の対象
- NFTアートの場合は？
 - 「NFTはデータの所有を可能にする」、「NFT保有者はデジタルアートやデジタルキャラクターの所有権や著作権を取得する」などと言われるが・・・
 - 民法上、所有権の客体となる「物」（民法206条参照）とは、「**有体物**」をいう（民法85条）
 - 東京地裁平成27年8月5日判決は、**ビットコインについて有体性を欠くため物権である所有権の客体とはならないと判示**
 - 現行法上、「**デジタル所有権**」（Digital Ownership）という概念も**法定されていない**



■ **NFTアートは所有権の対象とはならない**

NFTアートと著作権の有無

- NFTアート（アート×デジタル×NFT）も「アート」部分について著作権は発生
- 著作権を譲渡するためには当事者間の合意（契約）が必要
 - NFTを移転したからといってブロックチェーン外で行われる権利の移転＝当事者間の合意（契約）の成立を意味するものでもない
 - **NFTを移転しただけではアートの著作権まで移転するとは限らない**



- NFTアートも「アート」部分に著作権が発生
- ただし、NFTアートを購入しても「アート」部分の著作権の譲渡・利用許諾を受けるには別途合意が必要

各種アートの実現媒体と権利関係

| | リアルアート | デジタルアート | NFTアート |
|------|---|----------------|----------------|
| 所有権 | ◎ (物理的媒体あり) | × (物理的媒体なし) | × (物理的媒体なし) |
| 著作権 | ◎ | ◎ | ◎ (注) |
| 調整規定 | ・展示権(著作権法25条)と美術の著作物等の原作品の所有者による展示(同法45条1項) ・譲渡権(同法26条の2)と消尽(同法26条の2第2項) | × | × |

- いずれの形態でも「アート」部分についてはクリエイターに著作権は発生
- 「デジタル」「NFT」部分については(データなので)所有権の対象外
- 権利関係だけみると、「デジタルアート」と「NFTアート」に違いはない?
 - 「NFTアート」を取引するメリット(唯一性、真正性)を享受するための工夫が必要

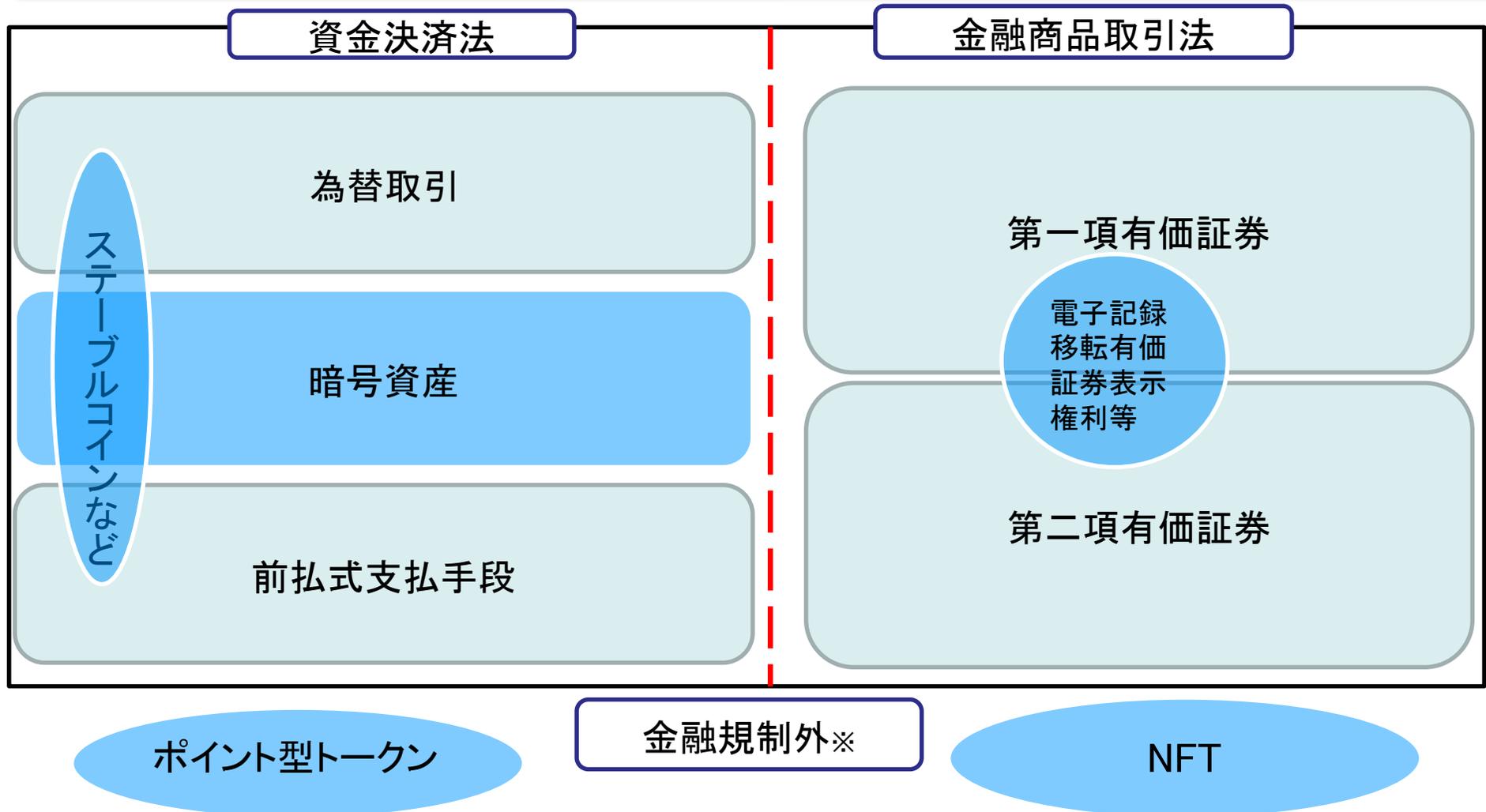
(注) NFTそれ自体ではなく、NFTに紐づいた「デジタルアート」について著作権が発生

NFTと金融規制

トークンと金融規制上の位置付け

(注)すべての法規制との関係性を正確に示したものではありません。

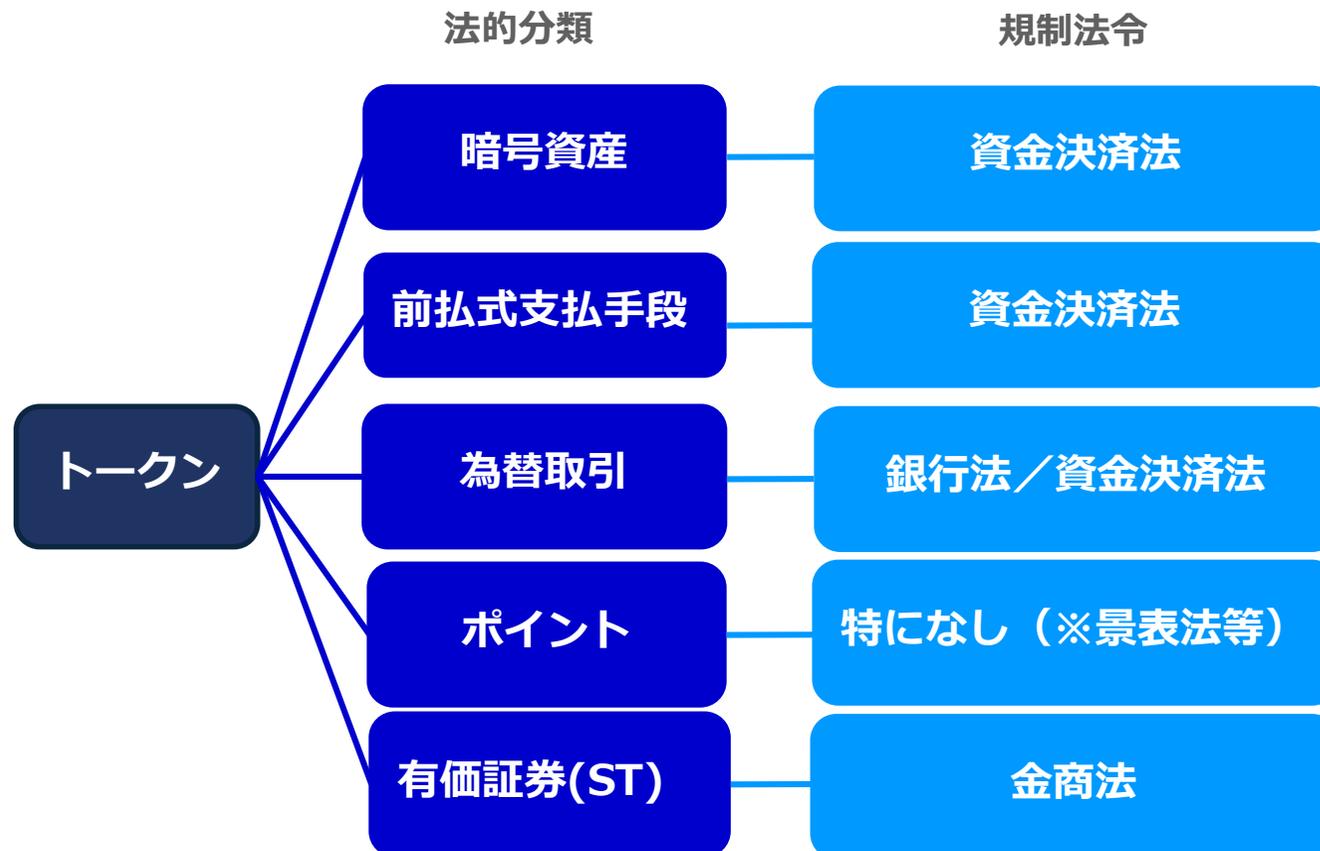
 = トークン



※ 必ずしも常に金融規制の対象外となるとは限りません。

トークンの法的分類と規制

- トークン化すれば資金決済法上の「暗号資産」に該当するわけではない
- トークンの機能を個別・具体的に検討する必要

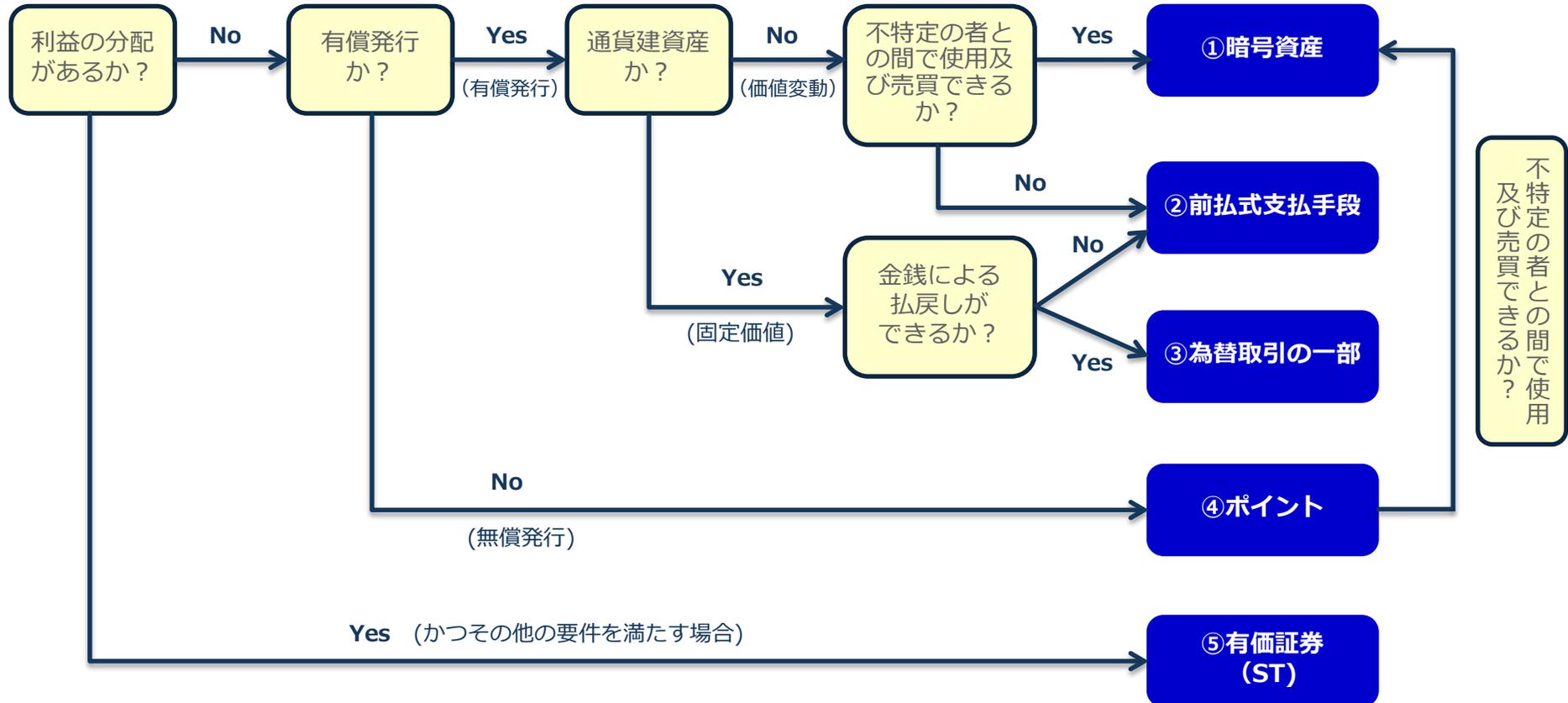


トークンの法的分類の切り口

■ 大要、以下の切り口でトークンの法的性質を分類

- ① トークン保有者に対する利益分配があるか
- ② 有償／無償いずれで発行されるか
- ③ 通貨建資産に該当するか
- ④ 不特定の者と売買・交換／不特定の者に対して使用できるか
- ⑤ 金銭への払戻しが可能か

トークンの法的分類フローチャート



NFTと金融規制①～暗号資産の定義

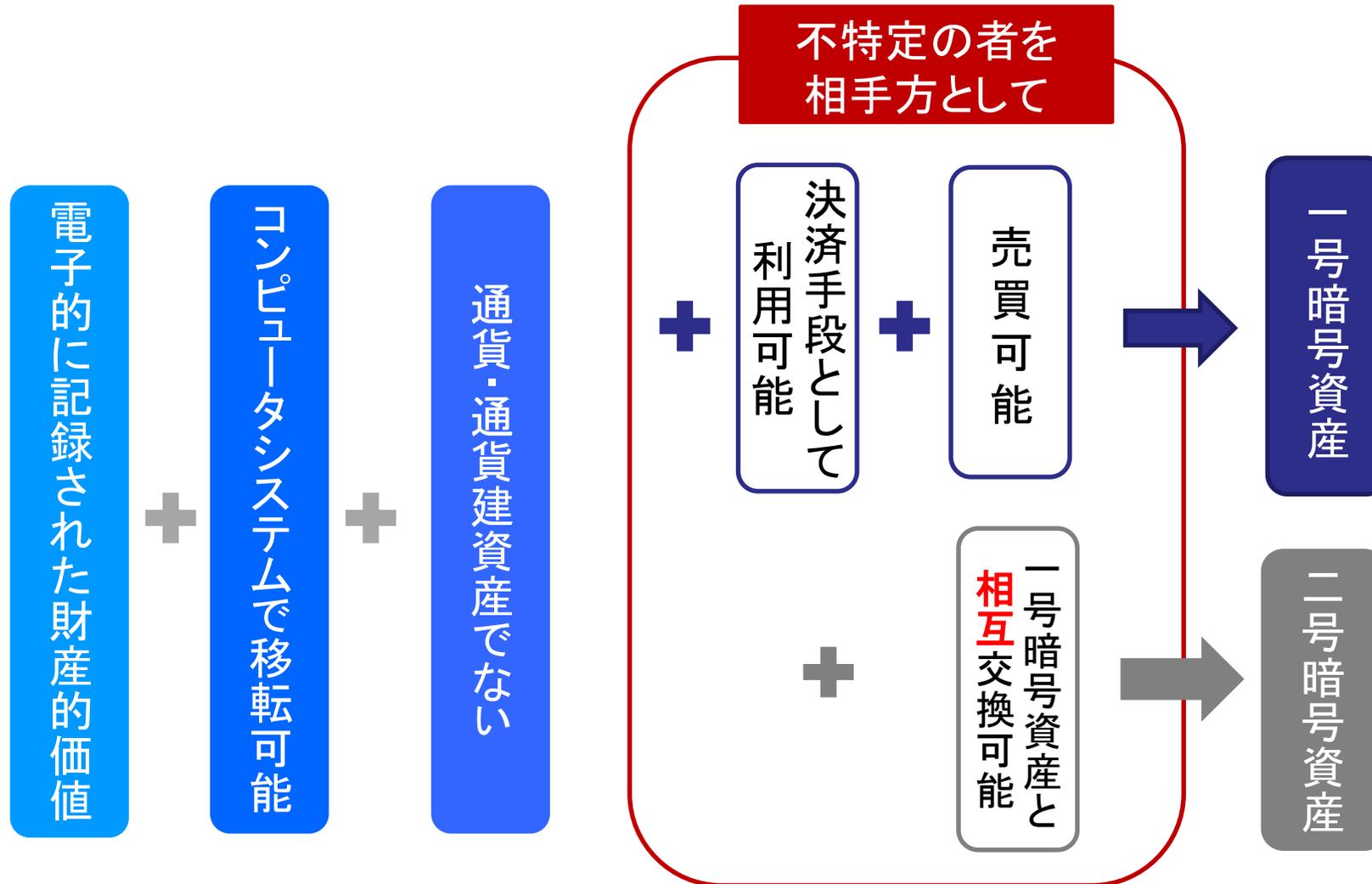
暗号資産の要件（資金決済法2条5項）

- ① 物品・役務提供の代価の弁済として**不特定の者**に対して使用でき、**かつ**、**不特定の者**との間で購入・売却をすることができること
- ② 電子的に記録された財産的価値であって、電子情報処理組織を用いて移転することができること
- ③ 本邦通貨、外国通貨および**通貨建資産に該当しないこと**

1号暗号資産 = ①～③の要件をすべて満たすもの

2号暗号資産 = 不特定の者との間で、1号暗号資産と**相互に**交換できるものであって、②および③の要件を満たすもの

NFTと金融規制①～暗号資産の定義



NFTと金融規制①～暗号資産の要件と解釈

- (要件①・②) 「**不特定の者**」に対する使用可能性・売買可能性
 - 「**ブロックチェーン等のネットワークを通じて不特定の者の間で移転可能な仕組みを有しているか**」がポイント (暗号資産ガイドラインI-1-1①～③)
 - 「**特定の者**」との間でしか決済手段として使用できない場合、**前払式支払手段該当性**が問題 (暗号資産ガイドラインI-1-1② (注))

- (要件③) (暗号資産の定義から除外される) 「**通貨建資産**」の定義
 - 「**本邦通貨若しくは外国通貨をもって表示され、又は本邦通貨若しくは外国通貨をもって債務の履行、払戻しその他これらに準ずるものが行われることとされている資産**」 (資金決済法2条6項)
 - ✓ 「**発行者及びその関係者 (以下「発行者等」という。) と利用者との間の契約等により、発行者等が当該利用者に対して法定通貨をもって払い戻す等の義務を負っているか**」 (暗号資産ガイドラインI-1)
 - ✓ たとえば、**トークンの発行者と利用者との間の契約等により、発行者等が当該利用者に対して法定通貨をもって払い戻す等の義務を負っている場合**、当該トークンは、原則として、当該発行者が「**本邦通貨若しくは外国通貨をもって債務の履行が行われることとされている資産**」に該当する (2019年9月3日付金融庁パブコメ回答5番)

NFTと金融規制①～NFTと暗号資産該当性の解釈

| | NFT | トレーディングカード ゲーム内アイテム |
|---------------|--|--|
| ガイドライン | 「1号暗号資産を用いて購入又は売却できる商品・権利等にとどまらず、 当該暗号資産と同等の経済的機能を有するか 」 | |
| パブコメ回答 | <p>パブコメ回答No.1 Q:いわゆる Dapps がERC721 形式でゲーム内での固有トークンを発行することに対して、何か法的な規制はあるか。国内外の事業者が Dappsを開発し、日本国内でサービスを展開するにあたり、法整備を進めて頂きたい。</p> <p>A:資金決済法第2条第5項に規定する仮想通貨の該当性については、法令に基づき、実態に即して個別具体的に判断されるべきものと考えております。ご指摘のトークンが仮想通貨に該当し、その売買等を業として行う場合には、仮想通貨交換業者としての登録を要し、法令に基づく必要な規制を遵守する必要があります。</p> | <p>パブコメ回答No.2 A:物品等の購入に直接利用できない又は法定通貨との交換ができないものであっても、1号仮想通貨と相互に交換できるもので、1号仮想通貨を介することにより決済手段等の経済的機能を有するものについては、1号仮想通貨と同様に決済手段等としての規制が必要と考えられるため、2号仮想通貨として資金決済法上の仮想通貨の範囲に含めて考えられたものです。したがって、例えば、ブロックチェーンに記録されたトレーディングカードやゲーム内アイテム等は、1号仮想通貨と相互に交換できる場合であっても、基本的には1号仮想通貨のような決済手段等の経済的機能を有していないと考えられますので、2号仮想通貨には該当しないと考えられます。</p> |
| 2号暗号資産 該当性 | 個別判断が必要 | 基本的には該当しない |

- 個性があり代替性のない、いわばデジタルな「モノ」としての性質を有するNFTについては1号暗号資産と同等の経済的機能を有しないものとして、2号暗号資産には該当しない
- 代替可能なトークン(Fungible Token)であったとしても、トレーディングカードやゲーム内アイテムなどのように1号暗号資産のような決済手段等の経済的機能を有していないのであれば、2号暗号資産には該当しない

NFTと金融規制①～暗号資産交換業者に対する規制

■ 資金決済法

- 利用者に対する情報提供
- システムの安全管理
- 利用者が預託した金銭・暗号資産の分別管理
- 財務規制（最低資本金1000万円・純資産がマイナスでないこと等）
- 分別管理及び財務諸表についての監査
- 当局による報告徴求、検査、業務改善・停止命令、登録の取消

■ 犯罪収益移転防止法

- 本人確認義務 { 口座開設
10万円超の暗号資産の交換等
10万円超の暗号資産の移転
- 本人確認記録及び取引記録の作成・保存
- 疑わしい取引に係る当局への届出
- 体制整備(社内規則の整備、研修の実施、統括管理者の選任等)

NFTと金融規制①～暗号資産該当性（設例）

＜設例＞アイドルの写真を閲覧できるNFTをシリアル番号のみ変えて複数枚発行し、暗号資産であるETHを用いて販売する場合、当該NFTは暗号資産に該当するか。なお、発行者等が当該NFTを日本円など法定通貨で払い戻す約束は存在しない。

■ 検討

- ✓ NFTそれ自体に**決済手段性がない**場合には、「物品・役務提供の代価の弁済として不特定の者に対して使用できるもの」ではないことから、**1号暗号資産には該当しない。**
 - **決済手段性の有無の判断基準は？**
 - **NFTを複数枚発行している場合はどうか？**
- ✓ NFTは不特定の者と間でETHその他の1号暗号資産と相互に交換可能であることから、**2号暗号資産の定義に該当する？**
 - **個性があり代替性のないNFTについては、1号暗号資産と同等の経済的機能を有しないものとして、2号暗号資産には該当しない。**
 - **代替可能なトークン（Fungible Token）であったとしても、トレーディングカードやゲーム内アイテムなどのように1号暗号資産のような決済手段等の経済的機能を有していないのであれば、2号暗号資産には該当しない。**

NFTと金融規制②～前払式支払手段

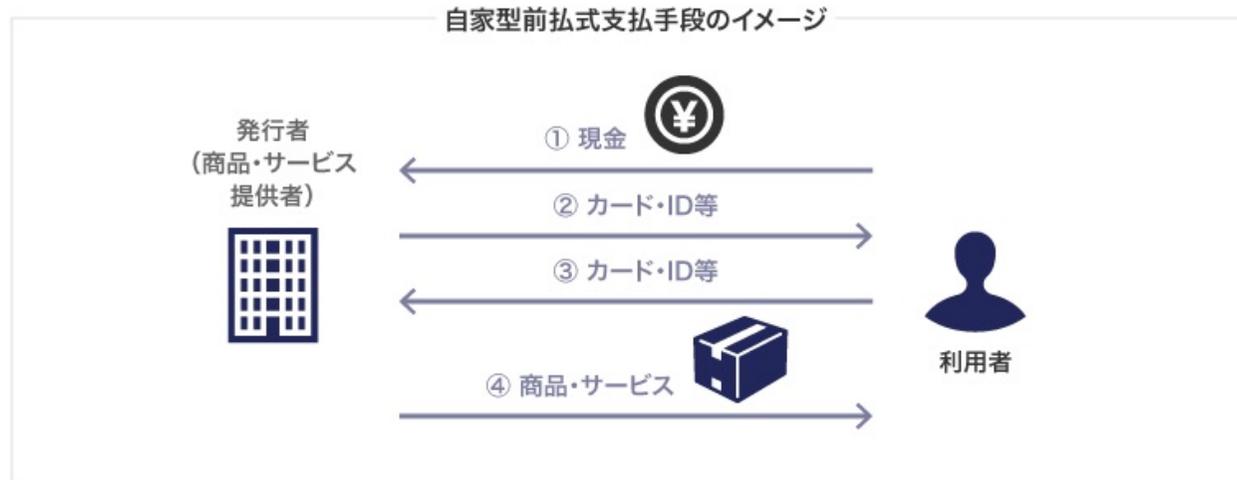
前払式支払手段の要件（資金決済法3条）

- ① 金額などの財産的価値が記載・記録されること（価値の保存）
- ② 金額・数量に応ずる対価を得て発行されること（対価発行）
- ③ 代価の弁済等に使用されること（権利行使）

- 暗号資産と前払式支払手段はいずれも物品・役務提供の代価の弁済に使用することができる点で共通
 - 暗号資産は「**不特定の者**」に対して使用することができる
 - 前払式支払手段は、発行者や加盟店等の「**特定の者**」に対してしか使用することができない
- 為替取引は金銭による払戻しが可能である一方、**前払式支払手段は原則として金銭による払戻しが禁止**（資金決済法20条5項、金融庁2010年2月23日パブコメ回答20頁66番）。
- **財産的価値が使用に応じて減少しないものは非該当**（前払式支払手段ガイドラインI-1-1(1)⑥）
 - 使用に応じて財産的価値が減少しない会員権トークンは前払式支払手段に該当しない
- 前払式支払手段に係る適用除外
 - 専ら従業員向けのもの、**使用期間が6か月内**のもの 等

NFTと金融規制②～自家型前払式支払手段

(出典)Business Lawyers 高松志直「前払式の決済サービスへ参入する場合に留意すべき資金決済に関する規制」(<https://www.businesslawyers.jp/practices/650>)

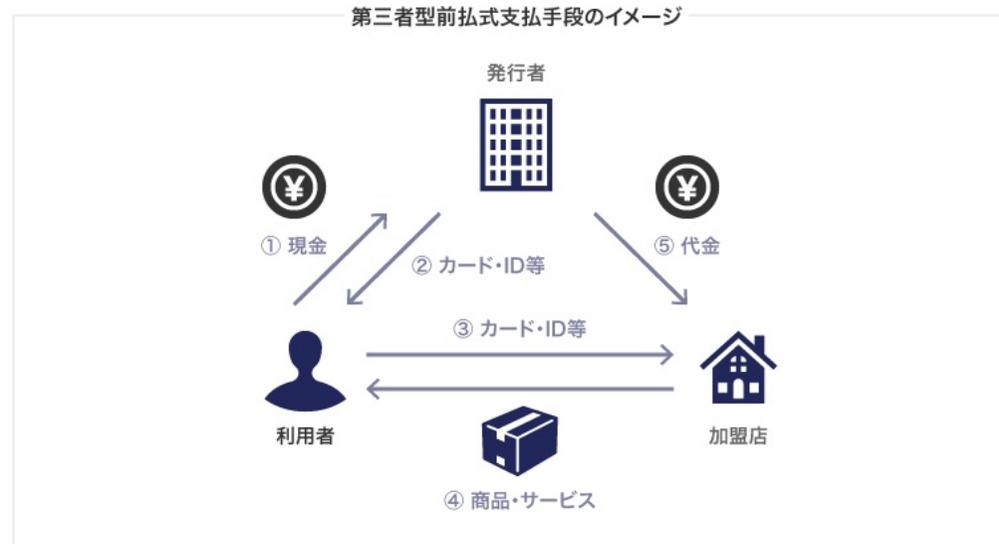


自家型前払式支払手段発行者に対する規制

- ① プリペイドカード発行者及び発行者の密接関係者との間でのみ利用できるプリペイドカード
 - ② **基準日未使用残高（毎年3月末・9月末）が1000万円超となった場合の届出義務**
 - ③ **基準日未使用残高の2分の1以上の額に相当する発行保証金の供託義務**
 - ④ **表示・情報提供義務**
 - ⑤ **払戻しの原則禁止**
 - ⑥ **当局への定期報告義務**
- ☆ **犯収法上の特定事業者に該当しない ⇒ 取引時確認義務（KYC）なし**

NFTと金融規制②～第三者型前払式支払手段

(出典)Business Lawyers 高松志直「前払式の決済サービスへ参入する場合に留意すべき資金決済に関する規制」(<https://www.businesslawyers.jp/practices/650>)



第三者型前払式支払手段発行者に対する規制

- ① **登録義務（発行額にかかわらず）**
- ② **登録要件として、法人であること、純資産額（原則1億円）、加盟店への支払を確実にを行うための体制整備、法令遵守体制の整備 等**
- ③ **その他、自家型のプリペイドカード発行者と同様の義務**
- ☆ **犯収法上の特定事業者に該当しない ⇒ 取引時確認義務（KYC）なし**

NFTと金融規制②～前払式支払手段該当性（設例）

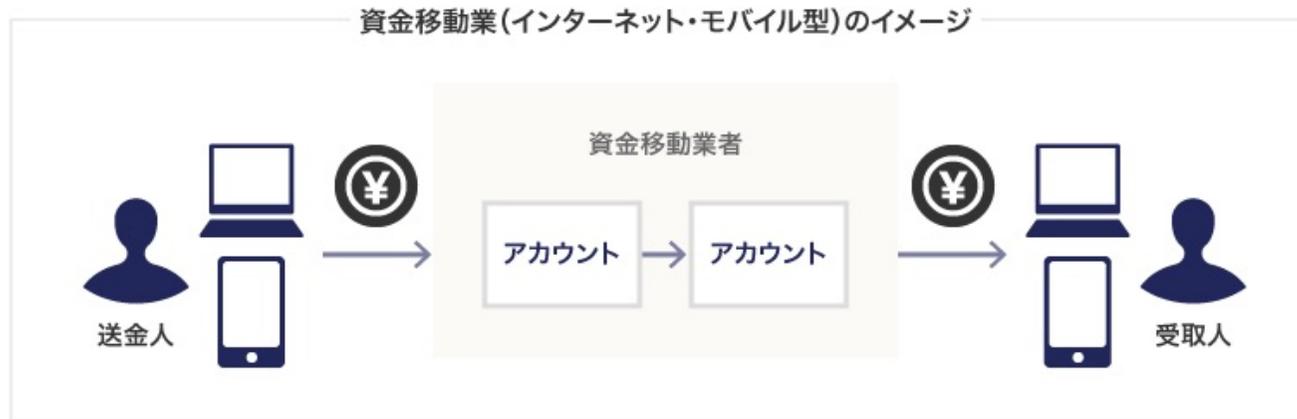
＜設例＞ 自社が運営するプラットフォームの外に技術的に移転できないゲーム内アイテムをNFT化して発行し、クレジットカード決済にて販売する場合、当該NFTは前払式支払手段に該当するか。なお、発行者等が当該NFTを日本円など法定通貨で払い戻す約束は存在せず、また、当該ゲーム内アイテムNFTは他のゲーム内アイテム等と交換することも禁止されている。

■ 検討

- ✓ ゲーム内アイテムを表章したNFTは金額等の財産的価値が記録されている（要件①「価値の保存」）
- ✓ 日本円等をあらかじめ支払って購入される（要件②「対価発行」）
- ✓ ただし、他のゲーム内アイテム等と交換することが禁止されているなど、プラットフォーム内において決済手段として使用することができないのであれば、**ゲーム内アイテムNFTは支払手段としての経済的機能が認められない**（要件③「権利行使」不充足）

NFTと金融規制③～為替取引

(出典)Business Lawyers 高松志直「送金サービスへ参入する場合に留意すべき資金決済に関する規制」(<https://www.businesslawyers.jp/practices/651>)



為替取引の定義（銀行法2条2項号、資金決済法2条2項）

「顧客から、隔地者間で直接現金を輸送せずに資金を移動する仕組みを利用して資金を移動することを内容とする依頼を受けて、これを引き受けること、又はこれを引き受けて遂行すること」（最決H13・3・12刑集55・2・97）

- 為替取引に該当する場合、銀行業免許又は資金移動業登録・認可が必要
 - 資金移動業者が行うことのできる為替取引は100万円まで（ただし、資金決済法改正により送金上限のない第1種資金移動業者が新設）

NFTと金融規制③～為替取引：資金移動業の類型

| 類型 | 高額類型 (第一種資金移動業) | 現行類型 (第二種資金移動業) | 少額類型 (第三種資金移動業) | |
|--------------|--|--|---|--------------------|
| 送金上限額 | 上限なし | 100万円 | 5万円 | |
| 登録制／認可制 | 認可 | 登録制 | 登録制 | |
| 資産保全方法 | <ul style="list-style-type: none"> ① 履行保証金の供託 ② 履行保証金保全契約 ③ 履行保証金信託契約 のいずれか又は併用 | <ul style="list-style-type: none"> ① 履行保証金の供託 ② 履行保証金保全契約 ③ 履行保証金信託契約 のいずれか又は併用 | <ul style="list-style-type: none"> ① 履行保証金の供託 ② 履行保証金保全契約 ③ 履行保証金信託契約 ④ 利用者資金を自己の財産と分別した預貯金等で管理する方法 | |
| 犯収法上の取引時確認義務 | 必要 | | | |
| 滞留規制 | 事前受入型 | × <ul style="list-style-type: none"> ・ 具体的な送金指図を伴わない送金資金の受入禁止 ・ 送金資金の保有制限 | ○ ・ 関連性確認が必要 | ○ ・ 送金資金の受入額の制限 |
| | 都度型 | ○ ・ 送金資金の保有制限 | ○ | ○ ・ 送金資金の受入額の制限 |
| | 立替型 | ○ | ○ | ○ |

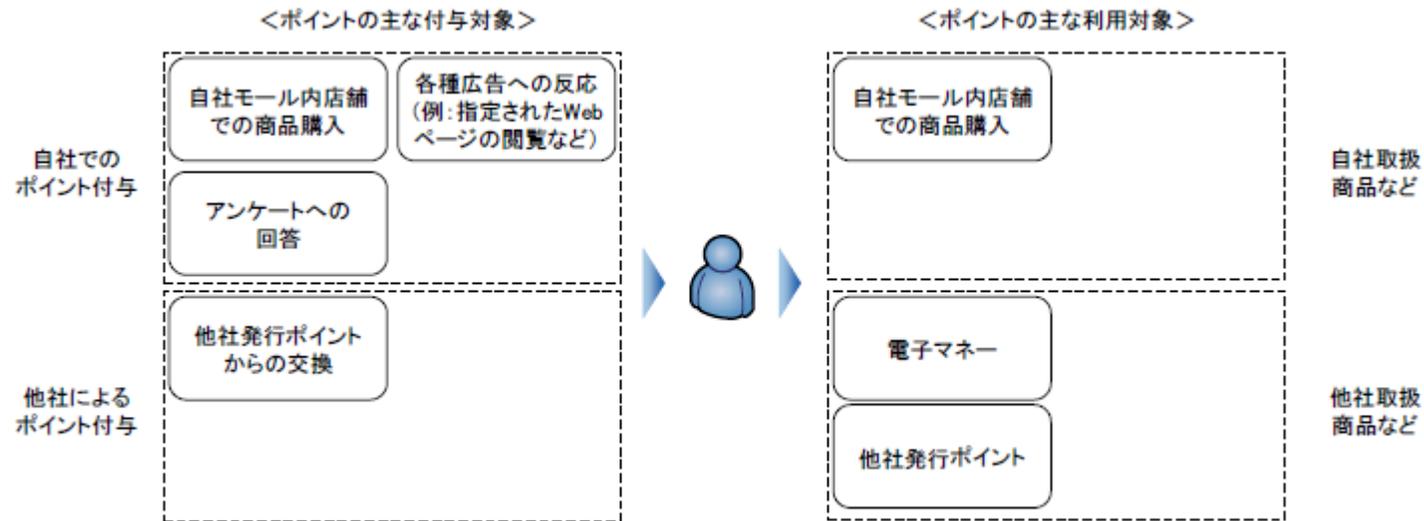
NFTと金融規制③～為替取引該当性（設例）

＜設例＞ゲームキャラクターをNFT化して発行・販売するとともに、自社プラットフォーム内にセカンダリーマーケットを構築してユーザー間で日本円でのNFTの売買・出金を認める場合、為替取引に該当するか。なお、ゲームキャラクターNFTは他のゲーム内アイテム等と交換することは禁止されている。

■ 検討

- ✓ NFT自体に決済手段性がない
 - 暗号資産・前払式支払手段には該当しない
- ✓ NFTが自由に譲渡でき、かつ、自由に金銭への払戻しも行うことができる
 - 当該NFTを利用して隔地者間で直接現金を輸送せずに資金を移動する仕組みを構築することが可能？
 - ⇒ NFTの売買を通じた金銭の移動が為替取引に該当しないか、慎重な検討が必要

NFTと金融規制④～ポイント



(出典)平成21年1月「企業ポイントの法的性質と消費者保護のあり方に関する研究会 報告書」

ポイントの定義（法令上の規定なし）

消費者が商品を買った「オマケ」として無償で付与され、次回以降の買物の際に代金の弁済の一部に充てることができる財産的価値

NFTと金融規制④～ポイントと法規制

■ ポイントは前払式支払手段と異なり、対価性※がない

- 有償発行される場合はポイントではない

※ 有償割合が50%超となる場合に対価性があると判断（法令・ガイドライン上の定義はない）

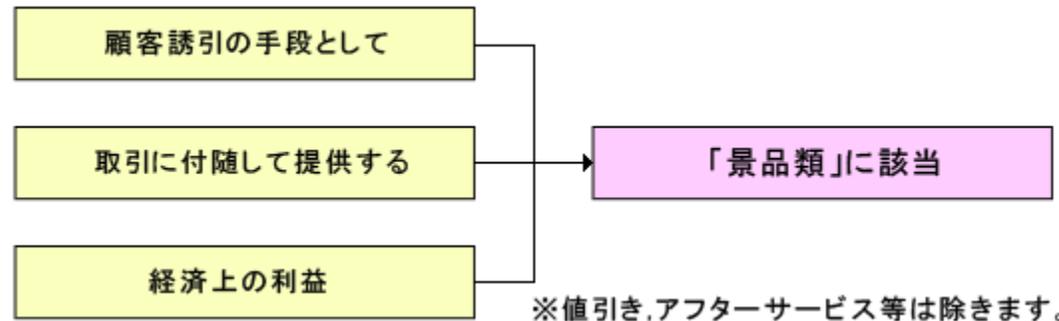
■ ポイントの発行について直接規制する法令（業規制）はない

- ただし、前払式支払手段や資金移動業者が発行する電子マネー、暗号資産と引き換えにポイントを発行する場合、当該ポイントは対価を得て発行したものと解される
⇒ 法的には前払式支払手段等に該当
- ポイントとして発行されたトークンが不特定の者との間で売買・交換できる場合、2号暗号資産に該当するおそれ

■ ポイントとして提供できる金額の範囲について景表法には留意要

NFTと金融規制④～ポイントと景表法「景品類」該当性

「景品類」の要件



- 新規ユーザー獲得のためにNFT化されたゲームアイテム等を無料で配布するなどのキャンペーンを実施する場合、①**顧客を誘引するための手段**として、②一定の取引を条件とするなど**取引に付随**して、③財産的価値のある当該NFTを配布することは「**経済上の利益**」の提供に該当し、「景品類」の提供に該当する。
 - 景品表示法は、過大な景品類の提供を禁止しており、景品類の提供の態様によって、提供できる景品類の最高額や総額がそれぞれ規制。

NFTと金融規制④～ポイントと景品類限度額規制

| | 提供方法 | 景品類限度額 | | 総額 |
|------|---|---------------|------------|-----------|
| | | 最高額 | | |
| 一般懸賞 | 商品・サービスの利用者に対し、くじ等の偶然性、特定行為の優劣等によって景品類を提供すること(「懸賞」) (例:店舗での抽選) | 取引価額が5,000円未満 | 取引価額の20倍 | 売上予定総額の2% |
| | | 取引価額が5,000円以上 | 10万円 | |
| 総付景品 | 懸賞によらず、商品・サービスを利用したり、来店したりした人にもれなく景品類を提供すること (例:購入者全員にプレゼント) | 取引価格が1,000円未満 | 200円 | — |
| | | 取引価格が1,000円以上 | 取引価額の10分の2 | |

NFTと金融規制④～ポイント該当性（設例）

＜設例＞マーケティングの一環として希少性の高いゲームキャラクターNFTを無料で配布する場合、どのような点に注意すべきか。

■ 検討

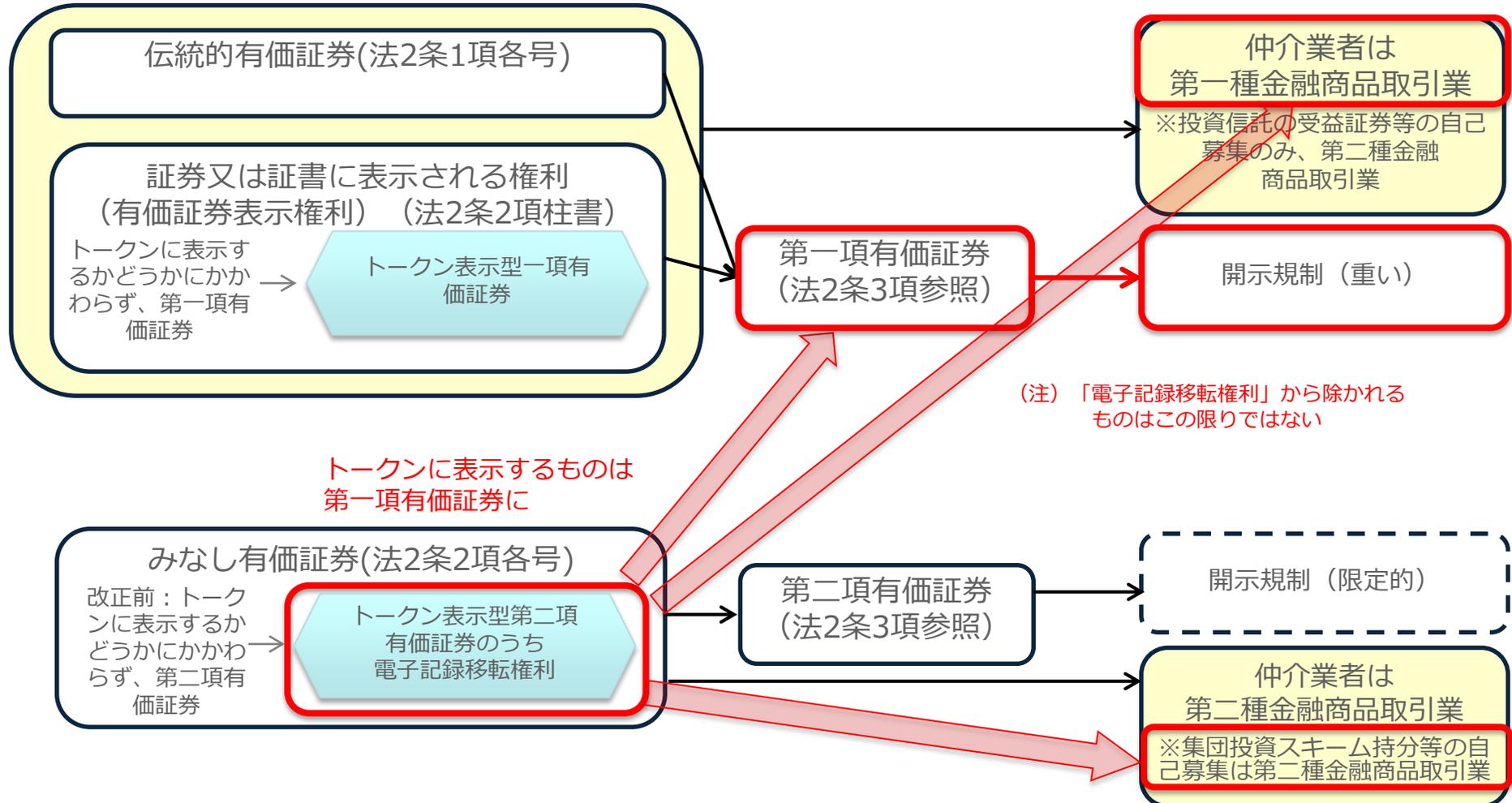
- ✓ NFTを無料で配布するだけであれば対価性がなく前払式支払手段には該当せず、また、「暗号資産の売買」にも該当しない

- ✓ ただし、取引付随性が認められる場合、「**景品類の提供**」に該当する
 - **くじ等の偶然性による場合は「懸賞」として最高額・総額規制に注意**
 - 全員一律にNFTを付与するなど、「**懸賞**」以外の方法による場合は**総付景品類の提供**として最高額規制に注意
 - **それぞれが個性を有するNFTの「景品類」の価格の算定方法は？**

NFTと金融規制⑤～有価証券

- 金商法上の有価証券は、①紙である証券が発行されるタイプの有価証券（「**一項有価証券**」）、②証券が発行されることもあるものの発行されていない状態の権利や、証券が発行されないタイプの権利（「**二項有価証券**」）に分類
- **金商法上、有価証券をブロックチェーン上で発行されるデジタルトークンに化体することをもって、有価証券の定義から除外されることはされていない**
- 本来、**二項有価証券**に該当する**集団投資スキーム持分**に係る権利をデジタルトークンに表章する場合など、金商法2条2項に規定する権利のうち「電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値・・・に表示される」ものについては、「**電子記録移転権利**」に該当
 - 電子記録移転権利に該当する場合、原則として開示規制の適用を受けない二項有価証券ではなく、**より厳格な開示規制及び業規制に服する一項有価証券として扱われる**（金商法2条3項柱書）

NFTと金融規制⑤～有価証券 業規制・開示規制



NFTと金融規制⑤～有価証券該当性（設例）

＜設例＞メタバースにおける仮想不動産を表章するNFTの保有者に対して、当該仮想不動産上の事業活動に応じた収益を分配する仕組みを提供する場合、当該NFTは金商法上の有価証券に該当するか

- 集団投資スキーム持分とは、①他者から**金銭等（暗号資産を含む）の出資**又は拠出を受け、②当該金銭等を充てて事業（「**出資対象事業**」）が行われ、③出資者・拠出者に**当該出資対象事業から生じる収益の配当又は当該事業に係る財産の分配**を受けられることができる権利を有するもの（金商法2条2項5号）
 - 集団投資スキーム持分に係る権利をトークン化した場合、「**電子記録移転権利**」に該当する可能性
- 検討
 - ✓ 仮想不動産NFT購入の対価が①**金銭等の出資**に該当しないか？
 - ✓ 当該対価を使用してメタバース運営者等が②**事業を運営**していないか？
 - ✓ NFT保有者に対して保有割合に応じてメタバース上の③**事業収益の配当**を行っていないか？

NFTプラットフォームと利用規約

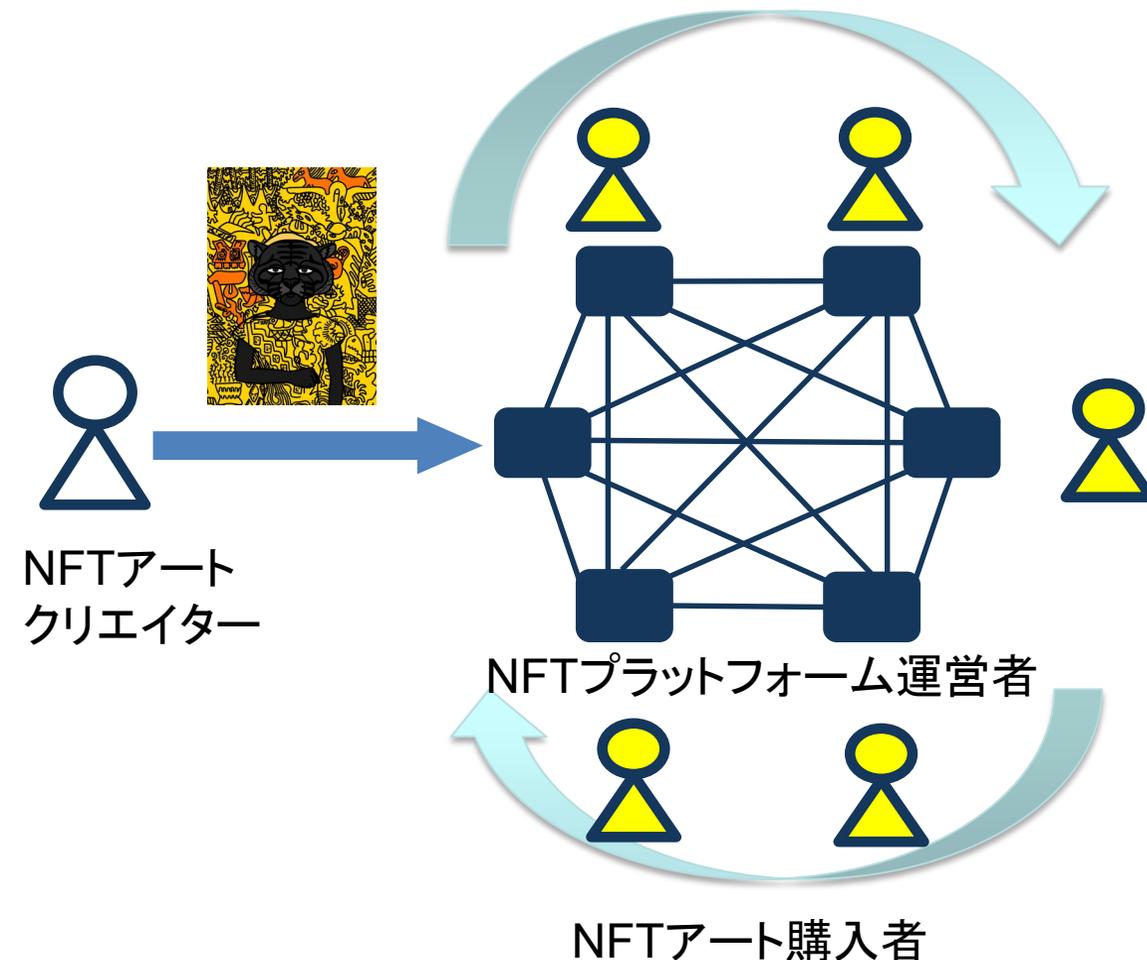
NFTアートの法的課題と解決方法

- NFTアートは、**技術的にリアルアートの持つ「特定性」「希少性」を実現**するものの、**法的にそれらを基礎づける所有権の対象ではない**
 - 現時点では、著作権法を含め、根拠となる法律や裁判例、考え方の枠組はない。
 - NFTアートの取引の**当事者間の合意**で調整を図る
 - 当事者の利益をバランスよく反映したプラットフォーム（利用規約）の構築を目指す
- **以上は通常のデジタルコンテンツに関連するプラットフォームの考え方と変わらない。ただし、NFTの有する以下の特徴を考慮すべき**

- ✓ NFTプラットフォームが消滅してもNFTは残る。
- ✓ NFTプラットフォーム外でNFTの「譲渡」が可能である。
- ✓ NFTの「二次流通」の際、NFTの「発行者」への「二次流通」の対価の一部の還元をプログラム上実装できる。

※但し、現時点の技術上、対価の一部の還元は、各NFTプラットフォームがオフチェーンで追加している付加的な機能にすぎず、NFTプラットフォーム内でNFTを「譲渡」した場合に限り実行可能であるとの指摘もある。

NFTアート取引に係る当事者とそれぞれのニーズ



■ NFTアートのクリエイター

- 権利侵害の防止・対応
- 利用許諾対価の確実な回収
- 追及権的な権利の実現

■ NFTアートの購入者

- 唯一性・真正性の確保
- 保有するNFTアートの使用
(VR空間での展示など)

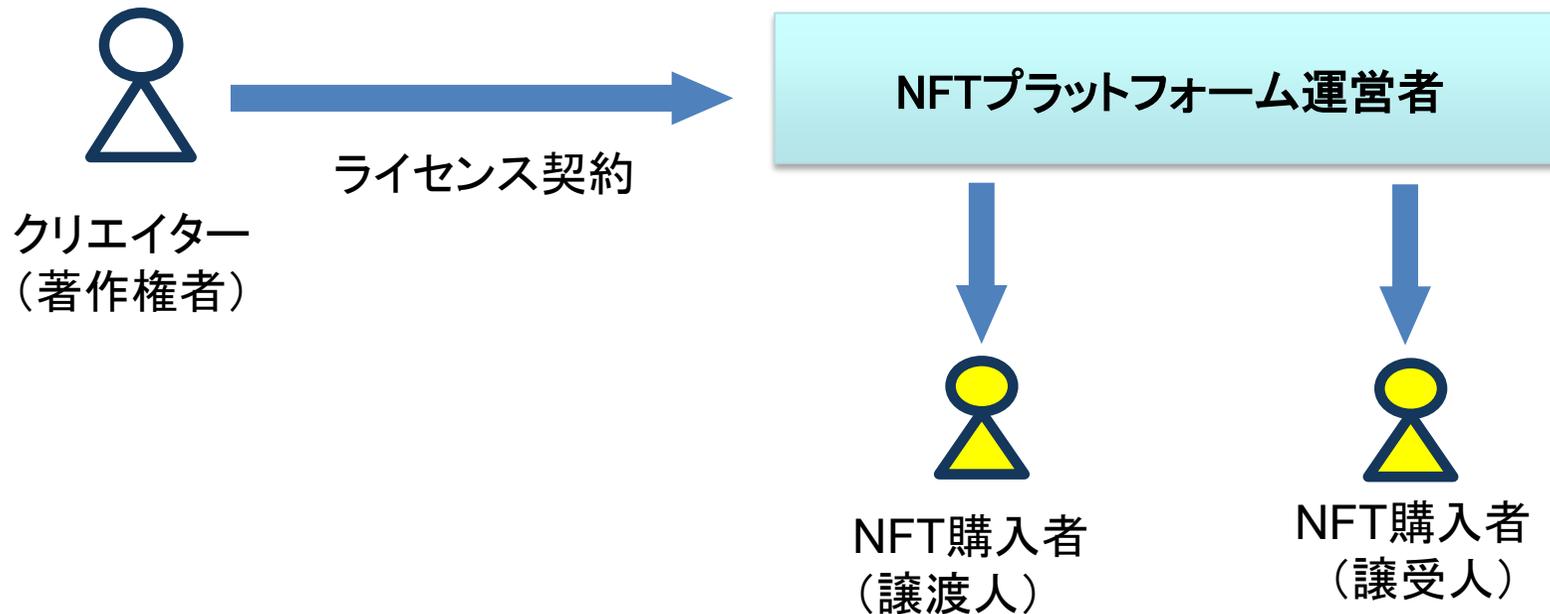
■ NFTアート取引プラットフォームの運営者

- 利用対価の確実な回収
- 安定的な二次流通の確保

NFTアート取引に係るプラットフォーム利用規約の構築

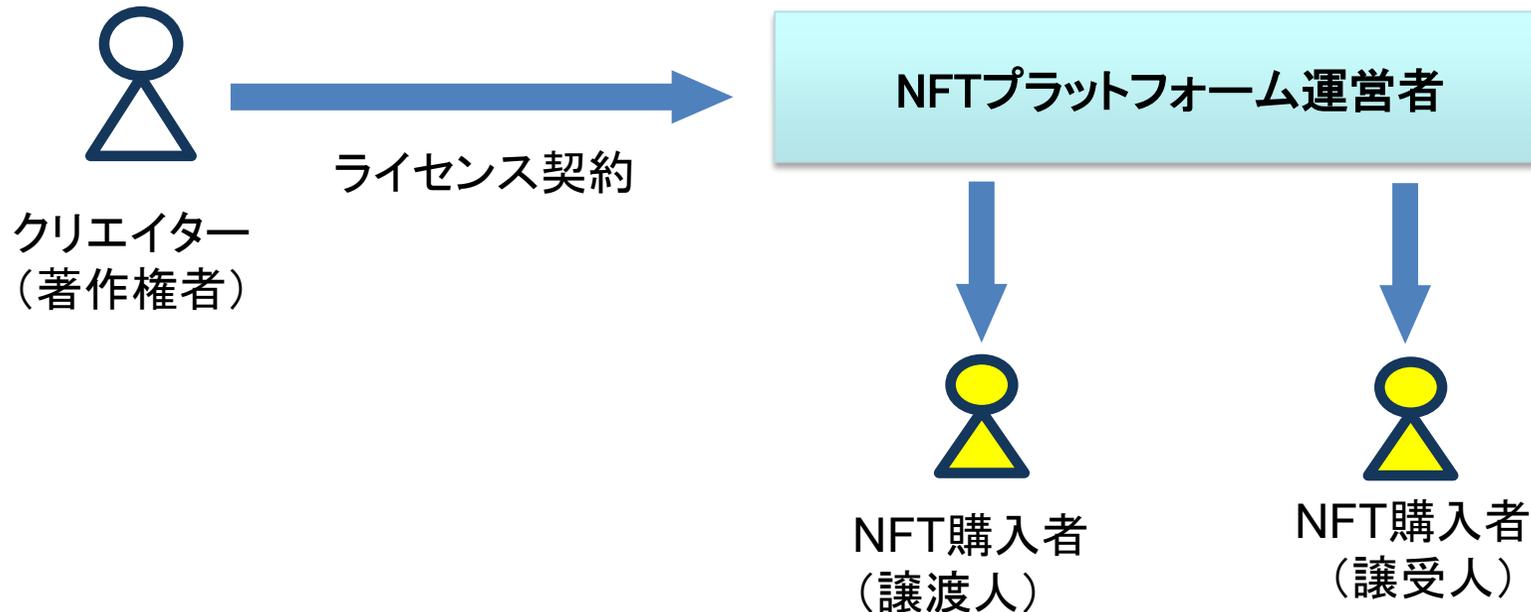
- 当事者の利益をバランスよく反映したプラットフォーム利用規約の構築
 - 「アート」部分の利用許諾条件の考慮要素
 - 誰に利用許諾をするのか？
 - NFTアートの所有者か？プラットフォーム事業者か？
 - 「何を」利用許諾をするのか？
 - 公衆送信権（法第23条）？それ以外の権利は？
 - 一定の商業的利用まで認めるか？
 - 対価をどのように設定するのか？
 - 二次流通対価からの回収？
 - 安定的な二次流通をどのように確保するのか？
 - **ブロックチェーン外での「アート」の複製・翻案にどう対処する？**
 - **ブロックチェーン外での二重譲渡が行われた場合の対抗関係は？**
 - **プラットフォームを超えた譲渡が行われた場合の権利関係は？**

NFTプラットフォームと利用規約



- NFTのクリエイター（著作権者）からNFTプラットフォームマーに対し、NFT保有者に対するデジタルコンテンツ利用権のライセンス付与権限を与える。

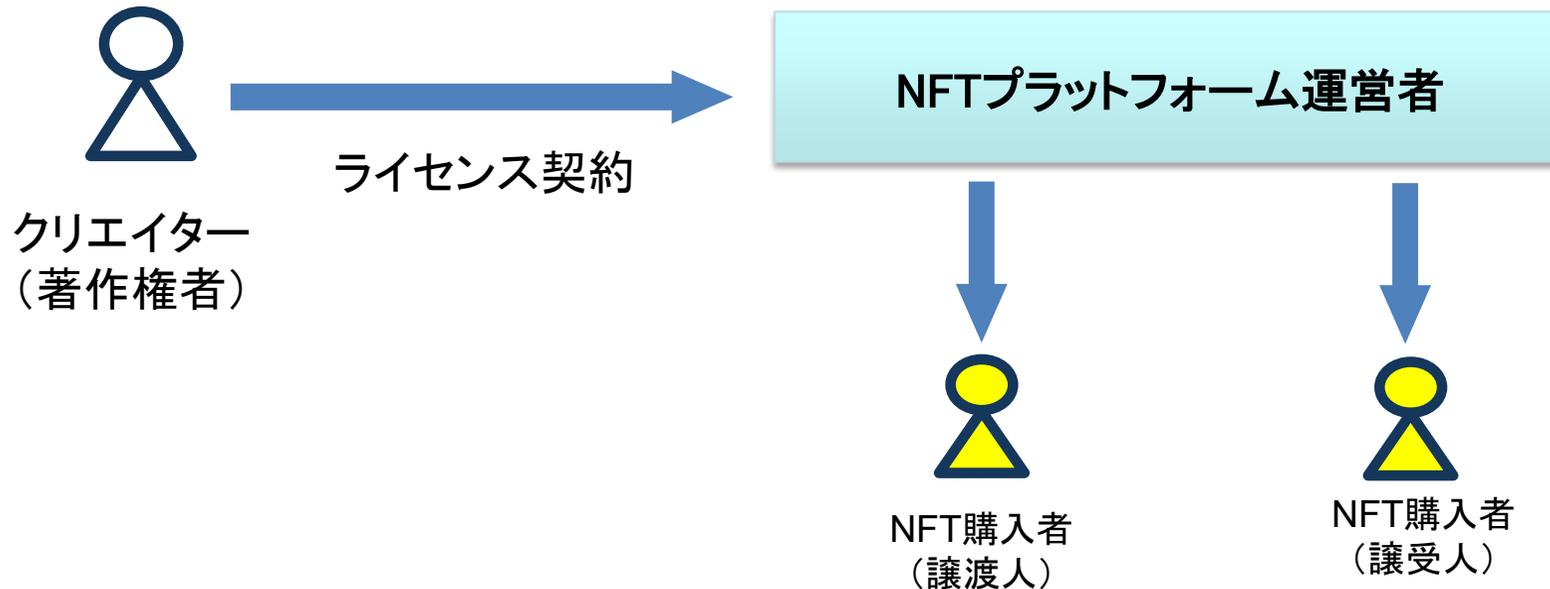
NFTプラットフォームと利用規約～課題①



<課題①> NFTプラットフォーム運営者の法人格が消滅した場合、NFT保有者がコンテンツを「利用」することができない。

- **NFTプラットフォームが消滅してもNFTは残る**という特徴を踏まえると、NFT保有者としては、NFTプラットフォーム運営者の法人格が消滅したとしても、コンテンツの「利用」権を維持したいのではないか。

NFTプラットフォームと利用規約～課題②



<課題②> 他のNFTプラットフォームでNFTを譲渡する場合、NFTプラットフォーム運営者とNFT譲受人の間に利用規約に基づく契約関係がないため、NFT譲受人がコンテンツを「利用」することができないのではないか。

- **NFTプラットフォーム外でNFTの「譲渡」が可能である**という特徴を踏まえると、NFT譲受人としては、NFT発行時のNFTプラットフォームの外で譲り受けた場合でも、コンテンツの「利用」権を維持したいのではないか。

ブロックチェーンゲームと法規制

ブロックチェーンゲーム

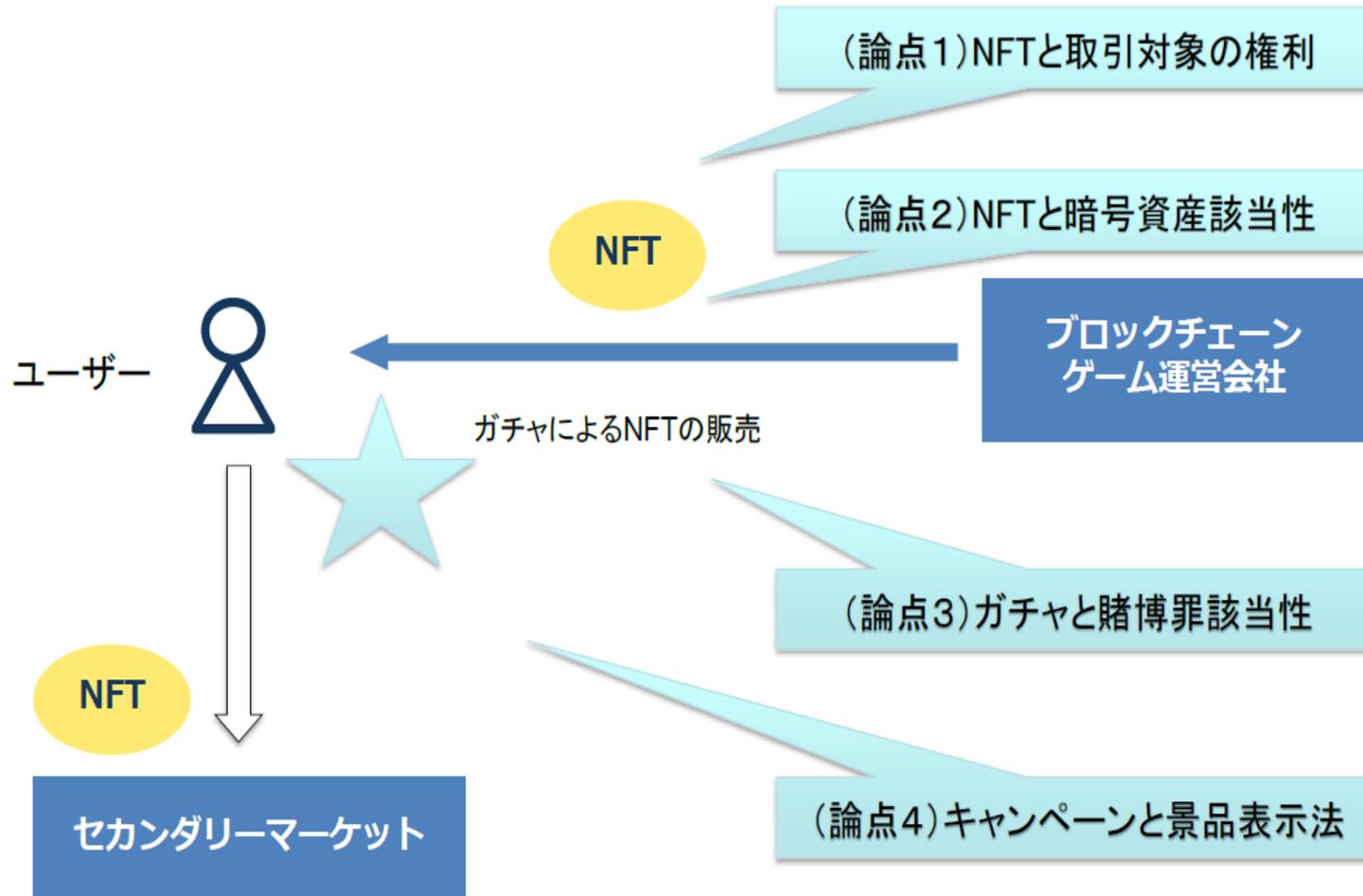
ブロックチェーンゲームとは

ゲーム上のアイテムをブロックチェーン上のトークンとして発行、ブロックチェーンを利用して移転可能とするなど、ブロックチェーンを活用したゲーム

■ 通常のゲームとブロックチェーンゲームとの特徴の比較

| 特徴 | 通常のゲーム | ブロックチェーンゲーム |
|-----------------|---------------|-------------------|
| ①アイテムの帰属 | 運営会社が保有 | ユーザーが保有 |
| ②アイテムの自由な譲渡・売却 | 不可(運営会社による制限) | 可(ユーザーが自由に処分可) |
| ③サービス終了とアイテムの存続 | 消滅 | ブロックチェーンが存在する限り存続 |

ブロックチェーンゲームと法的論点



ブロックチェーンゲームと法規制

| 論点 | 考え方 |
|--------------|---|
| ①NFTと取引対象の権利 | <ul style="list-style-type: none"> • NFTは無体物であり所有権の対象とはならない • コンテンツに発生する著作権等の知的財産権は契約の定めがない限り移転しない |
| ②NFTと暗号資産該当性 | 決済手段性がない限り基本的には非該当 (スライド22頁) |
| ③ガチャと賭博罪該当性 | <p>「賭博」=①偶然の勝敗により②財産上の利益の③得喪を争うこと</p> <ul style="list-style-type: none"> • ガチャ:該当するおそれ • 合成:合成元のアイテムが消失しなければ該当しない? |
| ④キャンペーンと景表法 | <p>「景品類」=①顧客を誘引する手段として②取引に付随して提供する③物品や金銭などの経済上の利益</p> <ul style="list-style-type: none"> • 懸賞・総付景品類の提供と上限規制(スライド35頁) |

■ その他、RMT（リアルマネートレード）との関係についても要検討

経歴



長瀬 威志
パートナー

- 2009年弁護士登録、2021年パートナー就任
- 暗号資産、ファイナンス、レギュラトリー案件を中心に、フィンテック、M&A、不祥事・危機管理対応、各国競争法、知的財産権、会社法全般を広く取り扱う。
- 連絡先
E-mail: takeshi.nagase@amt-law.com
Tel: 03-6775-1200
Fax: 03-6775-2200

経歴

- 東京大学法学部（2005年）
- 金融庁総務企画局企業開示課に出向（2013年7月－2014年6月）
- 米国University of Pennsylvania Law School (LL.M.) (Wharton Business & Law Certificate)（2015年）
- NY州弁護士登録（2016年）
- 国内大手証券会社法務部に出向（2015年9月-2017年9月）

著作物・講演等

- 「[Q&A 実務家のための暗号資産入門 一法務・会計・税務二](#)」（2020年）
- 「[The Legal 500: Blockchain Country Comparative Guide \(Japan chapter\)](#)」（2020年）
- 「[The Legal 500: Fintech Country Comparative Guide \(Japan chapter\)](#)」（2020年）
- 「[暗号資産・デジタル証券法](#)」（株式会社商事法務、2020年）（共著）
- 「テクノロジー法務」（中央経済社 2019年）（共著）
- 「ブロックチェーン白書2019」（N.Avenue 2019年）
- 「暗号資産に関する法規制の整備」（税経通信 2019年）
- 「The Legal 500 & The In-House Lawyer Comparative Legal Guide Japan: Fintech」（2018年11月）
- 「The Virtual Currency Regulation Review」（2018年）
- 「FinTech法務ガイド [第2版]」（株式会社商事法務、2018年）（共著）